



令和 7 年 5 月 7 日
日立市都市建設部都市政策課

日立市立地適正化計画の改定について

この度、本市の都市計画に関するまちづくりの方向性を定めた標記計画を改定しましたので、記事掲載について御配慮くださるようお願いいたします。

1 計画の概要

(1) 計画の位置付け

市の都市計画に関する基本的な方針である「都市計画マスタープラン」の一部

(2) 計画期間

令和 2 (2020) 年から令和 22 (2040) 年まで

(3) 基本方針

駅周辺で医療・商業・福祉などの都市機能が一定程度集積している都市拠点と、住宅地周辺で都市機能が集積している生活拠点を「都市機能誘導区域」に定めるとともに、その周辺の公共交通の利便性が高い地域や、都市基盤が整備された地域を「居住誘導区域」に定めて、都市機能や居住を緩やかに誘導する。

あわせて、それらの区域をひたち B R T やバス路線などの公共交通でつなぐことにより、「多極ネットワーク型コンパクトシティ」の実現を目指す。



2 改定の目的等

- (1) 人口減少・少子高齢化に対応したコンパクトなまちづくりを進めるため、令和 2 年 3 月に「日立市立地適正化計画」を策定した。
- (2) 計画策定から 5 年が経過することから、進捗状況の分析・評価を実施して必要な見直しを行うとともに、近年、激甚化・頻発化する自然災害に対応した防災まちづくりを推進するため「都市の防災に関する機能の確保に関する指針（防災指針）」を追加する。



3 主な改定内容

- (1) 県管理河川の洪水浸水想定区域などの災害ハザード情報や、日立市流域治水計画等に対応した誘導区域の変更
- (2) 都市が抱える防災上の課題を整理し、防災まちづくりの取組方針や具体的な取組等を定めた防災指針の追加
- (3) 計画の実行性を高めるための都市機能や居住の誘導に向けた取組内容（誘導施策）の更新
- (4) 評価指標について、防災に係る指標項目の追加

計画は市 HP からご覧いただけます→

https://www.city.hitachi.lg.jp/machizukuri_kankyo/toshikeikakujo/1007377/1002821.html



【問合せ】日立市都市建設部都市政策課（担当 吉田、朽津）

TEL 0294 - 22 - 3111（内線 270）